

206
(H18)

管理者等の選任を必要とする事業一覧表

区分	選任すべき事業範囲	資格要件	関係法令
総括安全衛生管理者	常時100人（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業）、300人（製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具、建具、じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具、建具、じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業）、1,000人（その他の業種）以上の労働者を使用する。	事業場の責任者	法—10条 令—2条
安全管理者	常時50人（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具、建具、じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具、建具、じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業）以上の労働者を使用する。	1. 理科系大学又は旧制専門学校を卒業後2年以上産業安全の実務者で厚労省で定める講習を修了した者 2. 工業高等学校又は旧制中学校を卒業後4年以上の産業安全の実務者で厚労省で定める講習を修了した者 3. 上記のほか、労働大臣が定める者	法—11条 令—2条 則—4条～6条
衛生管理者・衛生工学衛生管理者	常時50人以上の労働者を使用する事業場（安全管理者選任の事業と同じ） 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号～第5号若しくは第9号に掲げる業務に常時30人以上の労働者を従事させるものにあっては、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者を選任する。	免許者 (衛生管理者、衛生工学衛生管理者)	法—12条 令—4条 則—7条～12条
安全衛生推進者 衛生推進者	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場（安全管理者選任の事業と同じ） 法第11条第1項の政令で定める業種以外の業種事業場（金融、保険、広告、映画、演劇、教育研究調査、病院保健衛生、飲食、料理店、接客業、娯楽場、水産農牧畜業）	告示で定める者	法—12条の2 則—12条の2～4

現場作業における安全管理措置

区分	選任すべき事業範囲	資格要件	関係法令
産業医・産業歯科医	常時50人以上の労働者を使用する事業場（安全管理者選任の事業と同じ） 常時50人以上の労働者を特定化学物質（令別表第3）等を製造し、若しくは、取扱う業務（労働者の歯又はその支持組織の診断）	医師 (歯科医師)	法—13条, 13条の2 令—5条, 22条 則—14条 〃—15条
統括安全衛生責任者	同一の場所で下請を含めて常時50人以上（ずい道等の建設の工事、橋梁の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事にあっては常時30人）の労働者を使用する事業場（建設業、造船業）	特定元方事業者の工事所長を同責任者に選任	法—15条 令—7条
元方安全衛生管理者	上記に同じ	元請則18条の3で定める者（施工管理における安全衛生実務経験）	法—15条の2 令—7条 則—18条の2～5
店舗安全衛生管理者	同一の場所で下請けを含めて常時20人以上（ずい道等の建設、橋梁の建設、圧気工法、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造等の建設の仕事）	特定元方事業者の支店、営業所から選任	法—15の3 令—7条 則—18条の6～8
救護技術管理者	爆発災害等の災害が発生して救護の措置がとられる場合の労働災害防止に必要な措置のうち技術的事項を管理する。	イ　　ずい道等の建設の仕事で、出入口から1,000m以上の場所で作業することとなるもの、及び深さ50m以上となるたて坑の掘削を行うもの	ずい道建設の仕事に3年以上従事したるもので労働大臣の定める研修の修了者
		ロ　　ゲージ圧力0.1MPa以上で行う圧気工法	圧気工法の仕事に3年以上従事したもので労働大臣の定める研修の修了者
安全衛生責任者	統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を選任すべき事業場	下請（専門工事業者）から選任	法—16条 則—19条
作業指揮者	則36条 第34～36号の業務	事業者が指名	法—22条1 則—592条の6
	危険物を製造し、又は取り扱う作業	〃	法—20(2) 則 257